令和８年（フ）第２３８号
茨城県笠間市橋爪983番地３
債務者　平野　裕二
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５０５号
川崎市幸区小向町４番20－501号　アメニティハイム
債務者　Ｋフラッグ角忠こと　神田　浩幸
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６３号
川崎市高津区末長１丁目42番24－213号　ヴェルデ梶が谷
債務者　徳山　純也
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
川崎市宮前区平２丁目23番15―106号
債務者　笠倉　　寛
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５８６号
川崎市川崎区小田５丁目７番11号　レオパレスコスモ　108
債務者　吉川佑司こと　ＳＯＮＧ　ＳＯＷＯＯＮＧ　宋　昭雄
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１７号
兵庫県加古川市平岡町二俣858番地の10、従前の住所兵庫県加古川市平岡町つつじ野１番地の234
債務者　小田翔太郎
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市京口町91番地　ジュネス京口505号
債務者　下林　　功
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２５号
兵庫県姫路市御国野町御着683番地県営御着住宅４棟502号、従前の住所兵庫県姫路市花田町小川35番地２　グラースアンジュ101
債務者　杉戸　喜久
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１８０号
奈良県橿原市大久保町３番地の１　大久保団地２号棟402号
債務者　橋本　雅毅
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下933番地14
債務者　朝倉　恭敬
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第４１８号
岡山市北区天神町５番１号
債務者　木口　陽子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５７号
岡山市南区福富西一丁目20番４号　わおん福富西９号棟、旧住所岡山市南区福田306番地23　わおん岡山福田Ⅱ
債務者　信原　一之
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６１号
岡山市北区西古松99番地１　ミモザハウス西古松307号室
債務者　高谷　典昌
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６８号
岡山市北区三野三丁目７番16号　メゾンソレイユ一棟203号、旧住所岡山市北区大供一丁目５番６号　パークアベニュー医大北　302号
債務者　厨子　悟至
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６３号
広島県三次市上志和地町1076番地、前住所広島県三次市畠敷町420番地１（ロイヤルステージ光202号室）
債務者　森畠　一輝
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４５号
福岡県筑後市大字長浜15番地アベニール21Ｃ棟207号
債務者　山本　剛弘
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係